

# 結城市鹿窪運動公園指定管理者募集要項

## 1 施設の設置目的

結城市（以下「市」という。）では、スポーツの振興を図り、市民の健康の増進に寄与することを目的として、結城市鹿窪運動公園を設置しています。

## 2 指定管理者の公募の概要

市民が身近にスポーツやレクリエーションを親しみ、スポーツによる活力あふれる地域社会の場として、より一層の施設の充実と、効率的かつ効果的な施設の管理運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、結城市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和7年結城市条例第5号。以下「条例」という。）、結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関する条例（平成17年結城市条例第48号）、及び結城市都市公園条例（平成17年結城市条例第17号）に基づくほか、この結城市鹿窪運動公園指定管理者募集要項（以下「要項」という。）により、指定管理者（施設の管理運営を行う事業者）を選定します。

### （1）施設の名称及び所在地

|     |            |
|-----|------------|
| 名 称 | 結城市鹿窪運動公園  |
| 所在地 | 結城市大字鹿窪1番地 |

### （2）指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

### （3）指定管理者の候補者の選定方式

公募型プロポーザル方式を採用し、条例第16条に規定する結城市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において書類審査及びヒアリングを行い、指定管理者の候補者を選定します。なお、選定委員会は非公開とします。

### （4）選定結果

指定管理者の候補者の選定結果については、申請者に対し文書で通知するとともに、市のホームページ等で公表します。また、候補者選定に係る透明性や公平性の確保を図るため、結城市情報公開条例（平成11年結城市条例第25号）に基づく開示請求があった場合は、同条例に規定する不開示情報を除き、申請書等を含め公開の対象とします。

### （5）指定管理者の指定

議会の議決を経て指定管理者に指定します。

## 3 施設の概要及び業務内容

仕様書等を参照してください。

## 4 申請に必要な資格

申請者は、「法人その他の団体」（法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。）又は「複数の法人その他の団体で構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）」（以下「法人等」という。）で、次に掲げる全ての要件を満たす者とします。

- （1）類似施設の指定管理者として、管理運営実績を有していること（共同事業体による場合は、構成団体に当該実績を有する団体が含まれていること。）。

- (2) 指定管理業務を円滑に遂行するための安定かつ健全な財政能力を有していること。
- (3) 次に掲げる者に該当しないこと。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当している者
  - ② 市から指名停止措置を受けている者
  - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定により更生又は再生手続きをしている者
  - ④ 国税又は地方税を滞納している者
  - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う者
  - ⑥ 条例第11条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - ⑦ 指定管理者の指定を管理委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2（議員の兼職禁止）、第142条（長の兼業禁止）又は第180条の5第6項（委員会の委員・委員の兼業禁止）の規定に抵触している者
- (4) 結城市鹿窪運動公園指定管理者募集説明会及び現場見学会に出席した法人等

## 5 申請方法

次の書類を提出してください。

- (1) 結城市公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 添付書類
- ① 事業計画書（指定様式第1号）
  - ② 収支計画書（指定様式第2号）  
令和8年度分から令和12年度分までの5年度分を提出してください。また、価格点の審査に必要なため、年度ごとの指定管理料の金額が確認できるように作成してください。
  - ③ 法人等の概要書（指定様式第3号）
  - ④ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の写し
  - ⑤ 登記事項証明書（申請日前3月以内に交付されたもの）  
権力能力なき社団の場合は、役員名簿、代表者の身分証明書、その他団体の存在を明らかにできるもの
  - ⑥ 経営状況等財務の状況を明らかにする書類  
直近事業年度分の法人税確定申告書の写し又は電子申請等証明書及び添付書類一式の写し。  
法人税確定申告をしていない団体等は、貸借対照表、損益計算書、財産目録、預貯金・借入金  
の残高証明など財務状況が確認できるもの
  - ⑦ 申請資格についての申立書（指定様式第4号）
  - ⑧ その他必要な書類  
ア 国税の納税証明書及び都道府県税・市町村税完納証明書（直近1年分）  
権力能力なき社団の場合は、代表者のもの  
イ 類似施設の管理運営実績申告書（指定様式第5号）
  - ⑨ 共同事業体として申請する場合  
ア 共同事業体協定書兼委任状（指定様式第6号）  
イ 共同事業体構成団体一覧表（指定様式第7号）
- (3) 提出部数 正本1部、副本14部（副本は複写可）の計15部
- (4) 受付期間 令和7年8月25日（月）から令和7年8月29日（金）まで

- (5) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）  
(6) 提出方法 「20 問合せ先」に持参してください。なお、提出時に必要書類の確認を行いますので、郵送等での提出は受け付けません。

## 6 提案を求める内容

結城市鹿窪運動公園の管理運営に関する「事業計画案」として、次の項目について事業計画書（指定様式第1号）に提案内容を記載してください。

- (1) 運営方針及び利用者への対応
- ① 施設運営の基本方針及び平等利用
  - ② 利用者等の要望への対応及び把握方法
- (2) 施設の効果的な利活用
- ① 利用者増加への取組
  - ② 開館時間及び休館日の変更への対応
  - ③ スポーツを通した子どもたちの育成への取組
  - ④ スポーツによる健康寿命日本一への取組
  - ⑤ 魅力ある自主事業の提案
  - ⑥ 結城市が実施する事業への協力
- (3) 施設経費削減及び収支計画
- ① 経費削減の取組
  - ② 適切な収支計画の策定
- (4) 応募理由及び施設の安定管理
- ① 応募理由及び経営方針
  - ② 管理運営体制及び実績
  - ③ 職員の処遇・待遇及び地元雇用の取組
  - ④ 財務状況等
- ※ 職員の処遇・待遇については、雇用形態、勤務シフト及び研修制度等の労働条件について、できる限り具体的に提案してください。
- (5) 施設の安全対策及び危機管理体制
- ① 日常の安全対策及び事件・事故等への対応
  - ② 緊急時の危機管理体制
  - ③ 避難所が開設された際の協力体制
  - ④ 個人情報保護

## 7 申請に当たっての注意点

- (1) 申請は、1法人等又は1共同事業体につき、1件とします。
- (2) 提出された申請書類等は返却しません。
- (3) 募集説明会、現場見学会への参加及び申請に要する費用は、申請者の負担とします。
- (4) 申請書類等提出後の再提出、差替えはできません。
- (5) 結城市公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）及び法人等の概要書（指定様式第3号）の記載事項に変更があった場合は、速やかに変更内容を証明できる書類を添えて届け出てください（届出書は任意様式）。
- (6) 提出された申請書類等の著作権は、それぞれの団体に帰属します。ただし、選定結果を公表する場合や審査に必要があるときは、市が書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(7) 申請書類等は、日本産業規格A列4番の規格を使用し、縦型ファイルに左綴じで作成してください。ただし、既に作成されている書類を添付書類として利用する場合は、他のサイズを使用することができます。なお、ファイルの表紙に申請者の名称を表示してください。

また、全ての書類（証明書等も含む）にページ番号を記載してください。

(8) 申請内容や提出書類に虚偽があった場合は、失格となります。

(9) 複数の団体で構成される共同事業体での申請については、次の事項に注意して申請してください。

- ① 共同事業体の名称、事務所の所在地及び代表団体を定めてください。
- ② 申請者は、共同事業体の代表者としてください。
- ③ 申請書類等提出後の代表団体及び構成団体の変更は認めません。
- ④ 共同事業体の代表団体及び構成団体は、当該施設に関し、単独又は他の共同事業体の構成団体となり申請することはできません。

## 8 経費に関する事項

### (1) 利用料金制度

本施設は、地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度」を採用しています。指定管理者は、市が支払う費用（指定管理料）のほか、利用者が支払う利用料金を自らの収入として扱うこととなります。

### (2) 市が支払う経費（指定管理料）

市が支払う費用については、収支計画書（指定様式第2号）における提案額「収支の差引額」を基本とします。

ただし、指定期間中（5年間）に市が指定管理料として支払う費用の上限（以下「上限額」という。）を、436,878,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。また、指定管理者が行う管理運営業務の内容及び経費については、申請書類等及びヒアリングにおいて確認された内容を基本としますが、協定を締結するまでに再度双方で協議し確認することとします。

なお、指定期間中に市が計画する事業・改修計画により管理対象施設が変更となる場合、消費税率に変更があった場合等、状況に応じた指定管理料の増減額については、別途協議することとします。年度ごとの収支計画の積算に当たっては、国内外の経済動向を踏まえ、十分に検討してください（特に燃料費及び光熱水費等）。

### (3) 自主事業の費用及び収入

自主事業に係る経費は指定管理者の負担とし、自主事業で得た収入は指定管理者の収入とします。

### (4) 指定期間中の施設の工事・修繕

指定期間中に施設の改修工事等を行う予定があります。収支予算の策定に影響を及ぼす可能性があるため、改修工事等については、具体的な方針が決まり次第、随時指定管理者と協議させていただきます。

## 9 損害賠償保険への加入

指定管理者は、指定期間中、その責に帰すべき事由により市又は第三者に対して損害を与えた場合に備え、次に掲げる保険に加入することを義務付けます。

なお、保険の範囲及び限度額については、次の基準に相当するものとします。

### (1) 必須加入保険

賠償責任保険 身体賠償 1人につき2億円（1事故につき1.5億円）  
財物賠償 1事故につき2,000万円

(2) 任意加入保険

利用者傷害保険、イベント保険 など

10 募集説明会及び現場見学会

(1) 募集説明会及び現場見学会の開催（施設の写真撮影可）

次のとおり、募集説明会及び現場見学会を開催します。なお、**募集説明会及び現場見学会の参加が申請の条件となります。**

① 日 時 **募集説明会 令和7年7月10日（木）午後2時から**  
**現場見学会 令和7年7月10日（木）募集説明会終了後**

※現場見学会は、施設内部やバックヤード等の見学を行います。

② 場 所 かなくぼ総合体育館 会議室

③ 参加者 募集に参加を予定する法人等とし、1団体2人までとします。また、参加者の名刺のご用意をお願いします。なお、参加団体の名称は公表しません。

(2) 募集説明会及び現場見学会の参加申込

募集説明会及び現場見学会の参加申込は、鹿窪運動公園指定管理者募集に係る募集説明会及び現場見学会参加申込書（指定様式第8号）を申込期間内に提出してください。

① 申込期間 **令和7年6月30日（月）から令和7年7月4日（金）まで**

② 受付時間 午前9時から午後5時まで

③ 申込方法 郵送、電子メール又は持参によりお申し込みください。

※郵送の場合は、7月4日（金）必着

④ 提出先 「20 問合せ先」参照

11 申請に関する質問及び回答

(1) 質問

質問書（指定様式第9号）を郵送、電子メール又は持参により受け付けます。必ず団体名、担当者の氏名、電話番号及びメールアドレスを記入してください。

なお、質問書を発行した場合は、その旨担当者まで電話にてご連絡ください。

① 受付期間 令和7年7月14日（月）から令和7年7月18日（金）まで

※郵送の場合は、7月18日（金）必着

② 受付時間 午前9時から午後5時まで

③ 受付先 「20 問合せ先」参照

(2) 回答

回答は、質問者だけでなく、募集説明会及び現場見学会の参加団体全てに電子メールにて回答します。

回答予定日 令和7年8月8日（金）

※回答に当たっては、質問を行った法人等の名称は公表しません。

※意見の表明と解されるものには、回答しないことがあります。

12 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

結城市指定管理者選定委員会において、書類審査とヒアリングを行います。ヒアリングにお

いては、提案者から提出いただく申請書類等によりプレゼンテーションを実施していただきます。当日の機材の使用及び資料の追加は認めません。なお、ヒアリング等の詳細な日程については、別途お知らせします。

## (2) 審査基準

提案に係る評価項目、配点及び評価点は、別紙提案審査基準のとおりとし、提案審査基準に示した(1)～(5)の評価項目ごとに、各委員が審査した結果に対応する評価点の平均点(小数点第2位以下四捨五入)を算出し、評価項目ごとの平均点を合計した点数をもって、提案に係る審査得点(A)(配点200点)とします。

また、指定管理料(5年総額)に係る価格点(B)(配点50点)については、次の式により算出します。(小数点第2位以下四捨五入)

$$(B) = \text{最低提案額(5年総額)} / \text{当該提案者の提案額(5年総額)} \times 50 \text{点}$$

$$\text{※提案額(5年総額)} = \text{指定管理料見積額(5年総額)}$$

**なお、市が定める指定管理料(上限額)を超えている場合及び審査の結果、審査得点(A)が100点に満たない申請者については失格とします。**

## 13 選定方法

選定委員会における選定は、提案を行った者の中から、総合得点【審査得点(A)＋価格点(B)】が最も高い提案者を指定管理者の候補者とし、総合得点が第2位の提案者を次点とします。

総合得点と同点の場合は選定委員会出席者の委員長を除く委員の投票により決するものとし、投票の結果、同数の場合は委員長が決するものとします。

なお、選定委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとします。

## 14 指定管理者の候補者

市は、指定管理者の候補者と協議を行い、協議結果に基づき仮基本協定を締結します。なお、指定管理者の候補者に著しく不相当と認められる事情が生じた場合、又は指定管理者の候補者がやむを得ない理由により辞退した場合は、次点の提案者を指定管理者の候補者とします。

指定管理者の候補者は、市との協議・調整に誠意をもって対応することとし、市との協議を正当な理由なしに辞退できないものとし、指定管理者の候補者が正当な理由なしに辞退するときは、市が被った損害額を請求することができるものとします。

## 15 指定管理者の指定

指定管理者の候補者を、令和7年12月議会の議決を経て指定管理者に指定します。本要項14の規定による仮基本協定は、指定管理者の指定に係る議会の議決を経て、市が指定管理者に指定することで基本協定として発効します。

なお、市議会での議決が得られない場合、又は議決を得るまでの間に指定管理者の候補者を指定管理者として指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、仮基本協定を解除し、当該候補者を指定管理者として指定しません。これらの場合、指定管理者の候補者が応募のために負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、一切補償しません。

また、議会の議決を得るまでの間に指定管理者の候補者を指定管理者として指定することが著

しく不相当と認められる事情が生じた場合は、市が被った損害額を請求することができるものとします。

#### 16 関係法令及び例規の遵守

管理運営に当たっては、関係法令及び例規を遵守してください。特に、施設利用に関する公平性の確保や管理運営を通じて取得した個人情報の保護については、十分配慮してください。

#### 17 指定管理業務の評価

(1) 指定管理者は、自らの指定管理業務について、自己評価を行うこととします。

なお、評価手法は当施設にふさわしい手法を事業計画書に盛り込んでください。

(2) モニタリング及び改善勧告

市は、業務報告書及び事業報告書の確認のほか、指定管理者の業務状況の確認を目的として、施設内に立ち入り、業務の実施状況や業務に係る管理経費等の収支状況について説明を求めます。また、施設の管理運営の適正を期すとともに、市民サービスの向上を図るため、各種調査を実施します。

上記の確認の結果、業務内容に改善が必要であると認めるときは、市は実地調査及び協議の上、指定管理者に対して業務内容の改善勧告、是正勧告等を行います。

#### 18 指定の取消し

指定管理者が、管理を怠る等、管理状況が良好でないと認めるときは、改善の指導を行い、指導に従わないときは、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断し、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。その場合、指定管理者に損害が発生しても、市は賠償請求には応じませんが、取消しに伴う市の損害については、指定管理者に賠償請求を行うことができるものとします。

なお、指定の取消しを受けた指定管理者は、次期指定管理者が円滑に業務を行うことができるよう引継ぎを行い、引継ぎに係る経費は、指定管理者の負担とします。

#### 19 今後の予定

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| (1) 申請書の受付締切       | 令和7年8月29日(金)午後5時まで  |
| (2) 書類審査           | 令和7年9月22日(月)        |
| (3) 選定委員会によるヒアリング等 | 令和7年9月29日(月)        |
| (4) 指定管理者候補者の決定    | 令和7年10月14日(火)       |
| (5) 選定結果の通知        | 令和7年10月14日(火)以降発送予定 |
| (6) 仮基本協定の締結       | 令和7年10月末まで          |
| (7) 市議会での議決        | 令和7年12月             |
| (8) 業務の引継ぎ         | 令和8年3月末まで           |
| (9) 年度協定の締結        | 令和8年3月31日(火)        |
| (10) 指定管理開始        | 令和8年4月1日(水)         |

#### 20 問合せ先

〒307-8501 結城市中央町二丁目3番地  
結城市教育委員会スポーツ振興課スポーツ振興係(結城市役所庁舎3階)  
担当者 平井・大川・稲毛田

電話番号 0296-32-6340 (直通)

E-mail [sportsshinko@city.yuki.lg.jp](mailto:sportsshinko@city.yuki.lg.jp)